平成23年3月1日 条例第1号

改正 平成27年12月18日条例第20号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会と議員の活動原則(第2条-第4条)
- 第3章 町民と議会の関係(第5条)
- 第4章 議会と行政の関係(第6条-第10条)
- 第5章 議会運営(第11条・第12条)
- 第6章 議会及び議会事務局の体制整備(第13条-第16条)
- 第7章 議員の定数、報酬(第17条・第18条)
- 第8章 最高規範性と見直し手続(第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、議会への民意の反映と議会の情報公開を充実させ、議決機関としての責任を果たすことを目的とする。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公平性及び透明性 を確保するとともに、町民に信頼される開かれた議会運営を目指すこと。
 - (2) 適正な町政運営が行われているか、監視し、及び評価すること。
 - (3) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう町民参加の推進に努めること。
 - (4) 議会運営は、町民の傍聴意欲が高まるよう、わかりやすい視点及び方

法等で行うこと。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 町政の課題について、町民の意見等を的確に把握し、これを政策形成 に反映できるよう自己研鑽や資質向上に努め、町民の代表としてふさわ しい活動を行うこと。
 - (2) 議会の構成員として、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
 - (3) 議会は言論の場であり、合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
 - (4) 自らの議会活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。 (議員の政治倫理)
- 第4条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、町民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との協働)

- 第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たすとともに、町民との協働による議会運営に努めるものとする。
- 2 議会は、本会議、委員会及び全員協議会(以下「本会議等」という。)を原則 公開とし、透明性を確保するものとする。
- 3 議会は、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、町民や学識経験 者等の専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるものとする。
- 4 議会は、意見交換や懇談等、町民との交流の場を設けるものとする。
- 5 議会は、議会報告会を年1回以上開催し、町民の意見を聴き、議会運営に反映させるものとする。

第4章 議会と行政の関係

(町長等との関係)

第6条 議会審議における議員と町長その他執行機関(以下「町長等」という。)

とは、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議等における質疑及び質問(以下「質疑等」という。)は、論点及 び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑等に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- (3) 一般質問は、その目的を十分認識し、政策提言等の討議による善政競争を展開するものとする。

(町長による政策形成過程等の説明)

- 第7条 議会は、町長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、町長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 町民参画の実施の有無と内容
 - (4) 総合計画等との整合性
 - (5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
 - (6) その他必要とする情報
- 2 議会は、前項の政策提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論 点及び争点を明らかにするとともに、執行後の政策評価に資する審議に努める ものとする。

(町長等の予算・決算における政策説明)

- 第8条 議会は、予算編成方針が定められたときは、当該予算編成方針及び町政 運営に関する方針等について、町長等に説明を求めるものとする。
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別 の説明及び資料の提出を町長等に求めるものとする。

(計画等の議決)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第 2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおい町総合計画に関する基本構想及び基本計画
- 2 議会及び町長等は、前項に掲げるもののほか、町行政の各分野における基本 的な計画の制定並びに提携及び協定の締結等に当たって、必要があると認める ときは、議決事件の拡大について協議するものとする。

(文書による質問)

第10条 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して町長等に対し文書により質問を行うことができる。この場合において、議長は、町長等に対し、速やかに文書により回答するよう求めるものとする。

第5章 議会運営

(自由討議による合意形成)

- 第11条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論 を出す場合にあっては、議員相互の自由な討議により議論を尽くし合意形成に 努めるものとする。
- 2 議員は、議員相互間の議論により積極的に政策、条例及び意見書等の提案に 努めるものとする。

(委員会の適切運営)

- 第12条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に、適切かつ 迅速に対応するため、調査研究活動を充実強化するものとする。
- 2 委員会は、審査に当たっては、町民に対し積極的に情報公開を行うとともに、 町民との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

- 第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の 充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び町民等との 研修会を開催することができる。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、多様な広報手段を活用し、町民に議案の審議内容等を伝える

とともに、多くの町民が議会に関心を持つよう広報活動の充実に努めるものと する。

(議会図書室)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(事務局体制の整備)

- 第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。
- 2 議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的な能力の養成を行うものとする。

第7章 議員の定数、報酬

(議員定数)

- 第17条 議員定数は、別に条例で定める。
- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及 び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等総合 的な観点から決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。 (議員報酬)
- 第18条 議員報酬は、別に条例で定める。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及 び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等総合 的な観点から決定するものとする。
- 3 議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する 場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。

第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

- 第19条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例及び規則を制定し、又は改廃してはならない。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始 後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

- 第20条 議会は、常に町民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の 目的が達成されているか評価及び検討を行い、必要に応じて適切な措置を講ず るものとする。
- 2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。